（通知カード・個人番号カード関連事務の委任の解除）

第三十八条　委任市町村長は、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2　委任市町村長は、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。

（委任市町村長による通知カード・個人番号カード関連事務の実施等）

第三十九条　委任市町村長は、機構が天災その他の事由により通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2　委任市町村長は、前項の規定により通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により委任市町村長が通知カード・個人番号カード関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき通知カード・個人番号カード関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき通知カード・個人番号カード関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。

三　その他委任市町村長が必要と認める事項を行うこと。

第四章　特定個人情報の提供

第一節　特定個人情報の提供の制限等

（情報照会者等による通知事項の通知の方法）

第四十条　令第二十条第三項第一号及び第二号の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（機構による住民票コードの通知の方法）

第四十一条　令第二十条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（住民票コードの通知を受けた場合の総務大臣の措置）

第四十二条　総務大臣は、令第二十条第四項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第二項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、当該特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。

2　総務大臣は、令第二十条第四項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第二項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。

（総務大臣による情報提供用個人識別符号の通知の方法）

第四十三条　令第二十条第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十四条　令第二十一条の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　令第二十一条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第七号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称

二　法第十九条第七号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称

三　第一号の情報照会者の処理する事務

四　法第十九条第七号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置に係る通知の方法等）

第四十五条　令第二十七条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第七号の規定による提供の求めがあった特定個人情報を保有する情報提供者の名称

二　法第十九条第七号の規定による提供の求めの日時

三　前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項

四　法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知の有効期間

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

2　令第二十七条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

3　情報提供者が法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知を受けた場合において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知は、その効力を失う。

（情報提供者による特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供をするものとする。

3　令第二十八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十二条第一項の規定による提供の事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

二　前号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

（情報提供等の記録等）

第四十七条　法第二十三条第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

二　法第十九条第七号の規定による提供の求めが法第二十一条第二項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨

三　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

2　情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第八項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

3　総務大臣は、法第二十三条第三項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

第五章　雑則

第四十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において「指定都市」という。）においては、第八条及び第十五条の規定中市長に関する規定は、市の区長に適用する。

2　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条	住所地市町村長	住所地区長